

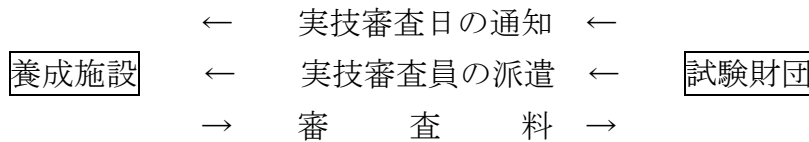
認定実技審査員資格取得講習会実施要領

公益財団法人柔道整復研修試験財団
認定実技審査委員会

1 目的

認定実技審査は、柔道整復師養成施設指導ガイドライン（平成27年3月31日付医政発0331第33号）に定めるところにより、卒業の判定に当たり、生徒の実技能力を審査することを目的とする制度であるが、実技を審査する者（以下「認定実技審査員」という。）の資格を認定するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 認定実技審査実施の流れ



3 認定実技審査員について

(1) 柔道整復実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- 専科教員資格を有し教育経験7年以上（平成29年11月末日現在の見込者を含む）の柔道整復師（助手期間は教育経験に含まれない。）又は柔道整復教育に携わる医師であること。
- 講道館柔道初段以上であること。（医師は除く。）
- 所属する養成施設長が推薦する者であること。
- 平成18年3月以降の免許取得者は、公益財団法人柔道整復研修試験財団の実施している柔道整復師卒後臨床研修修了者または相同資格者（認定卒後臨床研修指導柔道整復師）であること。（認定卒後臨床研修指導柔道整復師の認定要件を満たし、相同資格を有することが承認された日を以て相同資格者とする。）

(2) 柔道実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- 専科教員資格を有する柔道整復師、又は医師であること。
- 男性は講道館柔道五段以上、女性は講道館柔道四段以上であること。
- 所属する養成施設長が推薦する者であること。
- 平成18年3月以降の免許取得者は、公益財団法人柔道整復研修試験財団の実施している柔道整復師卒後臨床研修修了者または相同資格者（認定卒後臨床研修指導柔道整復師）であること。（認定卒後臨床研修指導柔道整復師の認定要件を満たし、相同資格を有することが承認された日を以て相同資格者と

する。)

- (3) 認定実技審査委員会は、書類審査の上、受講者を決定する。
- (4) 認定実技審査員の資格は、5年毎の更新制とする。
- (5) 柔道整復師法第8条第1項の規定により処分を受けた者については、公益財団法人柔道整復研修試験財団は、①認定実技審査員資格取得講習会の受講を認めない、又は、②既に認定実技審査員資格取得講習会を受講した場合は認定実技審査員の資格を付与しない(認定実技審査員として認定しない)、あるいは、③既に認定実技審査員の資格を取得した場合(認定実技審査員として認定された場合)は当該資格を取り消すことができる。

4 認定実技審査員資格取得講習会について

東京会場

- (1) 開催日時 平成29年4月16日(日曜日)
- (2) 会場 東京有明医療大学

大阪会場

- (1) 開催日時 平成29年4月23日(日曜日)
- (2) 会場 森ノ宮医療大学

5 受講料 20,000円

6 受講料納入口座 みずほ銀行・横山町支店 普通口座 1621149
公益財団法人柔道整復研修試験財団
代表理事 福島統(フクシマ ユキム)

7 受講手続き 次の書類を完備し、受講料の銀行領収書の写を受講願書裏面に貼付したうえ平成29年3月17日(金曜日)までに公益財団法人柔道整復研修試験財団に申し込むこと。

① 柔道整復実技審査員資格希望者

- I 受講願書(様式1)
- II 履歴書(様式2)
- III 柔道整復師または医師免許証(写)
- IV 柔道整復師専科教員講習会修了証書(写)
- V 段位証(写)または段位証明証
- VI 教育職在籍証明書(様式3)
- VII 養成施設長推薦書(様式4)
- VIII 写真(携帯用審査員証に使用しますので願書と同サイズのもの)
- IX 卒後臨床研修修了認定証(写)または認定卒後臨床研修指導柔道整復師認定証(写)(該当者のみ)

② 柔道実技審査員資格希望者

- I 受講願書（様式 1）
- II 履歴書（様式 2）
- III 柔道整復師または医師免許証（写）
- IV 柔道整復師専科教員講習会修了証書（写）
- V 段位証（写）または段位証明証
- VI 養成施設長推薦書（様式 4）
- VII 卒後臨床研修修了認定証（写）または認定卒後臨床研修指導柔道整復師認定証（写）（該当者のみ）

8 提出様式の省略等について

- ① 資格更新者の方は受講願書、履歴書、養成施設長推薦書のみで結構です。
- ② 大学関係者の方の養成施設推薦者は学科長で結構です。

9 認定証等について

講習会修了後、「認定実技審査員認定証」並びに「携帯用審査員証」を後日送付いたします。

附則 この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。

附則 この要領は、平成 21 年 6 月 11 日から一部改正し適用する。

附則 この要領は、平成 24 年 1 月 20 日から一部改正し適用する。

附則 この要領は、平成 28 年 9 月 8 日から一部改正し適用する。